

暮らしの 情報 ボックス

お知らせ

防災行政無線 登録制メール配信の開始

町では、これまで災害時の避難情報などを町内の屋外スピーカーや戸別受信機、緊急速報メール(エリアメール)などによりお伝えしていましたが、これらに加え、同じ情報を携帯電話やスマートフォンなどのメール機能によりお知らせする「登録制メール配信」を始めました。
なお、登録には次の手順による手続きが必要です



登録方法

① 登録用メールアドレスに空メールを送信します。

登録用メールアドレス
bousai.shinhidaka-town@raid3.ktaiwork.jp

② 本登録の案内メールが届きますので、案内に従って登録手続きを行います。

案内画面

メールサービス本登録のご案内

北海道新ひだか町防災情報メール

メールサービスの仮登録が完了しました。まだ登録は完了していませんので、以下のURL から一週間以内に本登録を実施してください。

<https://raid3.ktaiwork.jp/>

アドレスをタップ

登録画面

設定内容の確認

次の内容でよろしければ「登録」を、再度編集する場合は「戻る」を選択してください。

メールアドレス
.....@.....

戻る 登録

登録をタップ

③ 登録完了のメールが届きます。以上で登録完了です。

⚠ 登録の案内メールが届かない場合は、次のことを確認し再度送信してください。

- 登録用メールアドレスが正しく入力されているか確認。
 - 迷惑メールの設定を確認
 - 「@raid3.ktaiwork.jp」からのドメイン許可
 - パソコンからのメールや URL 付メールの許可
 - なりすまし規制の許可
- ※迷惑メールの設定方法が分からない場合は、携帯電話の販売店などにご相談ください。

※登録したメールアドレスは本メールの配信以外の用途には利用しません。本サービスの利用は無料ですが通信費は利用者負担となります。通信環境などにより受信に時間がかかる場合があります。解約手続きは配信されるメールにある URL により行えます。

【問合せ】 静内庁舎総務課 49 - 0261(直通)

Jアラート 情報伝達訓練の実施

町では、地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達訓練を次のとおり行います。

2月16日(水) 11時00分

情報発信機器

町内全ての屋外スピーカーおよび戸別受信機、ならびに登録制メール配信を登録した携帯電話やスマートフォン

放送・配信内容

- 防災行政無線(屋外スピーカーおよび戸別受信機)
 - 上りチャイム音
 - 「これは、Jアラートのテストです」×3回
 - 「こちらは、ぼうさいしんひだかです」
 - 下りチャイム音
 - 登録制メール
- 「国民保護関係情報」「これは、Jアラートのテストです」

問合せ

静内庁舎総務課
☎49-0261(直通)

まちづくり懇談会延期

町では、1月中旬からまちづくり懇談会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、延期することになりましたので、お知らせします。なお、開催日時などについては、あらためてお知らせします。

問合せ

静内庁舎企画課
☎49-0269(直通)

第2次対空実射訓練

2月21日(月)～4月15日(金)
12時00分～17時00分

陸上自衛隊静内対空射撃場

問合せ

陸上自衛隊静内駐屯地
☎44-2121

勤労者生活資金 貸付制度

対象者
町内に1年以上居住し、今後も引き続き居住しようとする方で、町税を完納している方。また、取扱金融機関が貸付金の償還を確実にできると認められた方

使用用途
教育資金、傷病などの療養に必要な資金、冠婚葬祭・災害などに必要な資金、その他生活に必要な資金

限度額
1人当たり150万円以内

貸付期間
7年以内

利率/年2.21%以内
(別途保証料が必要です)

取扱金融機関
北海道労働金庫静内支店
☎43-3111
日高信用金庫静内支店
☎42-1531
日高信用金庫三石支店
☎33-2311

※保証料などは、金融機関へお問合せください。

問合せ

静内庁舎まちづくり推進課
☎49-0293(直通)

参加資格審査申請

学校給食センターでは、令和4年度から6年度までの学校給食費用納入にかかる登録申請を次のとおり受け付けます。詳しくはお問合せください。

受付期間
2月1日(火)～21日(月)
※土・日・祝日を除く。

提出方法/持参または郵送
(当日消印有効)

提出先(問合せ)
学校給食センター
☎42-0161

入札結果の公表

入札結果は、町公式ホームページまたは静内庁舎契約管財課、三石庁舎地域振興課をご覧ください。



新ひだか町入札結果

【問合せ】 静内庁舎契約管財課 ☎49-0278(直通)

2月の税務日程【今月の納期】

- 保育所負担金(2月分)
- 町営住宅使用料(2月分)
- 学校給食費負担金(2月分)

納期限までに税金などを完納しないときは、延滞金を納付していただくことがあります。

納期限内に納入をお願いします。

【問合せ】 静内庁舎税務課 ☎49-0284(直通)
三石庁舎地域振興課 ☎33-2111(直通)

／ありがとう献血／
愛の献血 ひまわり号
2月16日(水)
9:30～11:30 JAみついし(三石本桐)
13:00～16:00 総合町民センター(三石本町)

相談のコーナー2月

日→とき 場→ところ 予→予約先

行政	日 → 3日(木) 13時～15時 場 → 静内庁舎1階第2応接室
法律 (予約制)	日 → 2日(水)、7日(月)、9日(水)、 14日(月)、16日(水)、21日(月)、 28日(月) 13時～15時 場 → ひだか弁護士相談センター 予 → ☎42-8373
年金 (予約制)	日 → 17日(木) 9時～15時 場 → 静内庁舎1階町民相談室 ほか 予 → ☎0144-56-9001
手話	日 → 1日(火) 10時30分～12時 場 → 静内庁舎1階町民相談室
障がい者の 就労・生活 (予約制)	日 → 10日(木) 13時～16時 場 → 静内庁舎1階町民相談室 予 → ☎0144-56-5119
アイヌの方 の仕事	日 → 5日(土) 11時～12時 場 → ピュアプラザ会議室
働きたい方 (15歳～49歳) の出張相談 (予約制)	日 → 22日(火) 13時30分～15時 場 → ハローワーク静内分室(ピュア内) 予 → ☎0144-84-8670
こころの 健康 (予約制)	日 → 4日(金) 13時30分～15時30分 場 → 静内保健所 予 → ☎42-0251
女性の健康 (予約制)	日 → 16日(水) 13時30分～15時30分 場 → 静内保健所 予 → ☎42-0251
人権・困り ごと	日 → 9日(水) 10時～15時 場 → 社会福祉会館(町社協)

※平日の(月)(水)(金)も常任相談員がご相談を受け付けます。

お願い 忘れないで！ 犬の登録・狂犬病予防注射

●犬の登録
飼い犬の登録をしていない方は、役場担当窓口で必ず登録してください。

登録料金
2, 470円（1頭につき1度）
※死亡や転入、住所などの変更があった場合は、連絡してください。なお、転出する場合は、転出先の市町村に必ず届け出てください。

登録先（問合せ）
静内庁舎生活環境課
☎ 49-0289（直通）
三石庁舎地域振興課
☎ 33-2112（直通）

●狂犬病予防注射
犬の飼い主は、年1回、犬への狂犬病予防注射が義務付けられています。
狂犬病は、発症すると極めて高い確率で死に至るとも恐ろしい病気です。
今年度の予防注射を受けさせていない方は、次の動物病院で必ず予防注射を行ってください。

注射料金
3, 310円（注射済票交付手数料を含む）

動物病院

- 静内動物病院（静内青柳町）
☎ 42-7070
- 本間動物病院（静内田原）
☎ 43-3883
- 新ひだか動物病院（静内こうせい町）
☎ 49-0601
- あかげら動物病院（静内御幸町）
☎ 49-2215
- くまん動物病院（三石旭町）
☎ 32-3334

住民基本台帳閲覧状況の公表

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。

申出者	閲覧事由の概要	月 日	住民の範囲
(一社)新情報センター	家計消費状況調査 委託者：総務省統計局統計調査部 消費統計課長	2月10日	静内地区住民、平成17年4月1日以前生まれの男女、100件
		6月4日	静内地区住民、平成17年4月1日以前生まれの男女、50件
		10月13日	静内地区住民、平成17年4月1日以前生まれの男女、50件
自衛隊札幌地方協力本部長	陸上自衛隊高等工科大学の生徒に関する募集事務	4月22日	平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれの男性、76件
昇寿チャート(株)	北海道総合計画の見直しに係る道民意向調査 委託者：北海道知事	4月23日	静内地区住民、平成15年4月23日以前生まれの男女、10件
		7月30日	静内地区住民、平成15年7月30日以前生まれの男女、10件
		7月30日	静内地区住民、平成15年7月30日以前生まれの男女、10件

【問合せ】 静内庁舎生活環境課 ☎49-0290（直通）

広告

広告

善意に感謝いたします

次の方々から温かいご厚志が寄せられました。
(敬称略、順不同)

- ▶ 社会福祉事業資金として 真下 辰夫（静内青柳町）
- ▶ 桜での町づくり事業資金として 真下 辰夫（静内青柳町）
- ▶ 女性特有のがん検診事業資金として 国際ソロプチミスト静内（会長 原 昭子）
- ▶ 奨学資金として 国際ソロプチミスト静内（会長 原 昭子）

冬の感染拡大防止に向けて

油断しないで！
マスク・うがい・手洗いを
しっかりしよう！



基本的な感染防止行動の実践

- 三密回避
- マスク着用
- 手指消毒
- 屋内での換気

【問合せ】 保健福祉センター健康推進課 ☎ 42-1287

新型コロナワクチン接種状況

【問合せ】
ワクチン接種対策室 ☎ 42-0880

当町における新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況をお知らせします。

区 分	1回目を接種した方	2回目を接種した方	3回目を接種した方
12～19歳 (1,331人)	1,060人 (79.64%)	1,058人 (79.49%)	0人 (0.00%)
20～29歳 (1,553人)	1,318人 (84.87%)	1,309人 (84.29%)	43人 (2.77%)
30～39歳 (2,050人)	1,768人 (86.24%)	1,756人 (85.66%)	68人 (3.32%)
40～49歳 (2,808人)	2,497人 (88.92%)	2,486人 (88.53%)	120人 (4.27%)
50～64歳 (4,205人)	3,830人 (91.08%)	3,819人 (90.82%)	125人 (2.97%)
65歳以上 (7,475人)	7,017人 (93.87%)	6,978人 (93.35%)	48人 (0.64%)
計 (19,422人)	17,490人 (90.05%)	17,406人 (89.62%)	404人 (2.08%)

※対象者数および接種者数ともに1月17日現在の住民数で算出



掲示中のポスター

受け取り方法など
生理用品は、下記配布場所
でお渡ししています。
また、各施設などに掲示し
ているポスターをスマート
フォンなどで撮影し、画像
を窓口で提示した場合もお
渡ししています。
※1人1パックになります。
※住所・氏名などの個人情報
は伺いません。

生理用品の 無償配布

【問合せ】
保健福祉センター健康推進課
☎ 42 - 1287

町では、さまざまな事情により、
生理用品を準備できない方へ、10月
1日から12月30日までの間、試行的
に生理用品を無償で配布してしまし
たが、さらに配布場所を増やし、3
月31日まで配布します。

配付場所	住所
保健福祉センター	静内緑町4丁目5番1号
公民館	静内古川町1丁目1番2号
図書館本館	静内山手町3丁目1番1号
静内庁舎(福祉課・総務課)	静内御幸町3丁目2番50号
総合町民センター(生涯学習課)	三石本町212番地
観光情報センターぼっぼ	静内本町5丁目1番21号
地域交流センターピュアプラザ	静内御幸町2丁目1番40号
静内体育館	静内古川町1丁目1番3号

インターンシップ 受け入れ調査

日高中部通年雇用促
進協議会では、地域に
おける事業所の人材確
保と高校生の就業体
験活動の推進を支援す
ることなどを目的とし
て、事業所を対象に高
校生のインターンシッ
プの受け入れ状況を取
りまとめ、高等学校進
路指導部に情報提供を
行います。

提出方法

日高中部通年雇用促進協議会ホームページ、ま
たは事務局に設置の「インターンシップ受入情
報シート」に必要事項を記入のうえ、ファック
スまたは持参により提出してください。
なお、受入情報シートは協議会ホームページよ
りダウンロードできます。

締め切り

2月18日(金)

提出先(問合せ)

日高中部通年雇用促進協議会事務局
(静内庁舎まちづくり推進課内)
☎ 49-0293 (直通)
☎ 49-0293 (直通)
FAX 43-33900



← QRコード
「受入情報シート」

広告

高校生のみ養育世帯や公務員の方へ/ 子育て臨時特別給付金の 申請はお済みですか？

町では、新型コロナウイルス
ウィルス感染症の影響
を踏まえ、18歳以下の
子どもを養育する世帯
に対して、子育て世帯
臨時特別給付金を支給
しています。

児童手当の支給対象世帯
に対して、12月29日に児童
1人当たり10万円を支給し
ましたが、高校生のみを養
育する世帯や公務員の方に
ついては、別途申請が必要
になりますので期限までに
提出してください。

対象者

- 次のいずれかに該当する方
は申請が必要です。
- ① 9月30日時点で、高校生の
みを養育している方
- ② 9月30日時点で、高校生が
入所している施設や里親の
方
- ③ 職場から9月分の児童手当
を受給した公務員の方
- ④ 令和4年3月31日までの間
に生まれた児童を養育され
ている方で12月13日までに
児童手当の手続きを終了し
ていない方(出生届の提出
後、当該給付金の申請手続
きをしてください)

支給対象児童

平成15年4月2日から令和
4年3月31日までの間に生
まれた児童

支給金額

対象児童1人当たり10万円

申請方法

申請書に必要事項を記入の
うえ、次の書類を添えて
持参により提出してくだ
さい。

- 申請者の身分証明書(運転
免許証、健康保険証などの
写し)
- 通帳またはキャッシュカー
ドの写し
- 配偶者や対象児童が町外
にお住まいで申請者と別
居している場合は、それ
らの方の住民票の写し
- 高校生のみ養育している方
で令和3年1月2日以降に
転入した方は、令和3年度
課税・非課税証明書

●公務員の方は、9月分の児
童手当を受給したことがわ
かるもの(支給決定通知書
の写し、給与明細の写し、
職場発行の証明書など)
も必要です。

※申請書は12月下旬に対象と
思われる世帯に申請書を送
付しています。なお、町公
式ホームページからもダウ
ンロードできます。

申請期限

3月31日(木)必着
※令和4年3月生まれの児童
分については、出生後15日
以内に提出してください。

提出先(問合せ)

静内庁舎福祉課
☎ 49-0288 (直通)
三石庁舎地域振興課
☎ 33-2112 (直通)



↑ QRコード
町公式ホーム
ページ

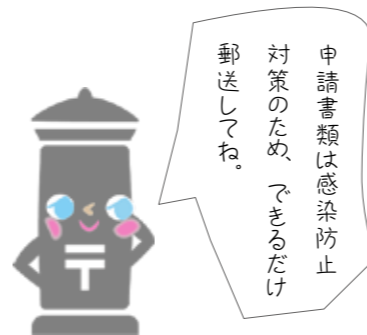
広告

暖房費助成 申請受付中



【問合せ】 静内庁舎福祉課 ☎ 49-0286 (直通)

町では、暖房費の高騰により日常生活に多大な影響があると思われる世帯へ暖房費の一部を次のとおり助成します。



対象世帯・助成額
12月1日現在、町内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する世帯に助成します。
ただし、①、②どちらにも該当する世帯は、8千円になります。

①世帯全員の令和3年度町民税が非課税の世帯
1万円

※別世帯の町民税課税者に扶養されている場合も対象となります。

②生活保護受給世帯 8千円

対象外となる場合
世帯全員が令和3年12月1日から令和4年3月31日までの間に継続して施設や病院などに40日以上入所・入院している世帯。
ただし、グループホームなどの入所者で、次の①、②いずれかに該当する場合は対象になります。

当する場合は対象になりません。
①実際に使用した分の費用を負担している。
②暖房費の高騰により、値上げになった暖房費定額料金を負担している。

申請方法
対象と思われる世帯へ12月に申請書を郵送していただきますので、必要事項を記入のうえ、通帳の写しと一緒に同封の封筒により返送してください。

※要件を満たしていると思われる世帯で申請書が届かない場合は、お問合せいただくか、町公式ホームページから申請書を印刷し郵送してください。



↑ QRコード
町公式ホームページ

申請期限
3月31日(木)必着
その他
次の①、②のいずれかに該当する世帯には、申請書を郵送していただきますので、申請する場合は、必要書類と一緒に提出してください。

①令和3年1月1日現在、町内に住所を有しない方が属する世帯
令和3年度非課税証明書(非課税の場合のみ、令和3年1月1日時点で住民登録をしている市町村で当該書類の取得ができます)

②令和2年分の収入申告をしていない方が属する世帯。(ただし、税法上の扶養親族になっている場合は除く)

令和2年分収入申告書の本人控え(当該書類は、収入申告をすると交付されます)

マイナンバーカード 夜間・休日窓口【2月】

町では、マイナンバーカードの夜間・休日窓口を開設しています。
なお、平日も役場担当窓口で受け取りできます。2月の開設日は次のとおりです。

問合せ
静内庁舎生活環境課
☎ 49-0290 (直通)
三石庁舎地域振興課
☎ 33-2112 (直通)

- 【静内庁舎開設日】
- 夜間 1日(火)、15日(火) 19時30分まで
 - 休日 13日(日)、27日(日) 10時00分～15時00分
- 【三石庁舎開設日】
- 夜間 15日(火) 19時30分まで
 - 休日 27日(日) 10時00分～15時00分

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

マイナンバー カード出張申請 受付中

あなたの会社に伺います!

町では、町内の事業所や団体などを対象に、マイナンバーカードの申請受付から交付までを一括で行う「マイナンバーカード出張申請」を始めます。

町職員が職場などへ伺い、申請に必要な顔写真の無料撮影、申請書受付、カード交付を行いますので、申請者は役場へ出向くことなくマイナンバーカードを受け取ることができますので、ご利用ください。

対象団体
町内の事業所または団体など

申込条件
①申請者がおおむね10人以上
②平日の10時00分から16時00分までの間で実施ができる
③会場、机、椅子、電源の準備ができる
④申請希望者へ実施案内、取りまとめ、当日持参する書類の周知ができる

※10人未満の場合、または実施日時については相談に応じます。

申請対象者
次の全ての条件を満たす方

- 町内に住所を有する方
- 申請日および交付日に本人確認書類を持参し、本人が会場に来ることができ方

●申請者が決めたマイナンバーカードの暗証番号を町職員が代理入力するこ

とに了承いただける方

- カードの受け取り(申請から2か月程度)までに町外に転出予定がない方

申込方法
実施を希望される団体は、実施予定日の1か月前までに役場担当窓口まで電話で申し込みください。

後日、実施日時などを連絡しますので、町公式ホームページから「出張申請申込書」および「出張申請者名簿」の様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、郵送またはメール、持参により提出してください。

申請当日

- ①顔写真を撮影
- ②個人番号カード交付申請書「および」新ひだか町マイナンバーカード電子証明書暗証番号設定依頼書」に必要事項を記載します。

交付日
申請から約2か月後、実施団体と日程を調整し、本人に直接交付します。

本人確認書類
申請当日および交付日に確認しますので、次の①、②どちらかの書類を持参してください。

- ①顔写真付書類(1点提示)
- 運転免許証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- ②「氏名、生年月日」または「氏名、住所」が記載されているもの(2点提示)
- 健康保険証
- 年金手帳
- 社員証
- 学生証 など

返却書類
交付日に次の書類を返却してください。

- 通知カード(緑色の紙製のカードで個人番号をお知らせするもの)



メリットいろいろ!マイナンバーカード

- ①身分証明書、健康保険証として利用可能
- ②各種行政手続きのオンライン申請が可能
- ③新型コロナウイルスワクチン接種証明書(電子版)の取得が可能

※今後は運転免許証との一体化も予定されています

☒ jyunmin@town.shinhidaka.lg.jp

☎ 49-0290 (直通)
静内御幸町3丁目2番50号
静内庁舎生活環境課

● 住民基本台帳カード(有効期限内のカードをお持ちの方)

※紛失した場合は、紛失届を提出してください。

申込先(問合せ)
〒056-8650
静内御幸町3丁目2番50号
静内庁舎生活環境課
☎ 49-0290 (直通)



道特別支援金

道では、時短対象飲食店などとの取引がある事業者、または外出・往來の自粛要請などによる影響を受け、一定期間の売上げが減少している事業者へ支援金を給付しています。

要件 ※月次(一時)支援金との併給不可

道特別支援金A

令和2年11月から令和3年3月のいずれかの月で月間事業収入が前年または前々年同月比で50%以上減少した月がある など

道特別支援金B

令和3年4月から7月のいずれかの月で売上げが前年または前々年同月比で30%以上50%未満減少した月がある など

道特別支援金C

令和3年8月から10月のいずれかの月で売上げが前年または前々年同月比で30%以上50%未満減少した月がある など

給付金

A～中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円
B～中小法人等 10万円 個人事業者等 5万円
C～中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円

申請方法

道特別支援金ホームページからの電子申請、または北海道特別支援金事務局への郵送

申請期限 1月31日(月)

問合せ(郵送先) ※住所記載不要

道特別支援金コールセンター

☎011-351-4101

〒060-8407 北海道特別支援金事務局



新型コロナウイルス感染症対応新規事業チャレンジ補助金(追加募集)

町では、7月まで実施していた上記補助金の追加申請の受け付けを実施します。新規事業分野への進出などを行う場合に、設備投資などにかかる経費の一部を補助します。

要件

令和2年2月以降の任意の3か月の合計売上高が、コロナ禍以前の同3か月の合計売上高と比較して20%以上減少している事業者

対象者

町内に事業所(店舗)を有し、事業運営を行っており、今後も継続する見込みがある法人または個人の中小企業の方

補助率・額

補助対象経費の2分の1以内
上限50万円 ※対象経費が50万円以上の事業に補助

申請方法 持参または郵送

対象事業

新規事業として新たな市場や分野に進出するため、もしくは既存事業を大幅に強化するための設備導入や店舗改修などで、令和3年8月1日以降に着手し、令和4年2月28日までに完了するもの
例:ホテルの客室一部をテレワークスペースや小会議室に改装

例:飲食店を営んでおり、新たにテイクアウトやドライブスルーを始めるために店舗を改修
※国や道、町などの補助制度の対象事業は除く

補助対象経費

建物の改装・改修費、機械装置、システム構築費など。ただし、人件費、旅費、不動産、株式、汎用品(パソコン、スマートフォン、家具等)、商品の原材料、消耗品、光熱水費、通信費などは対象外です

申請期限 1月31日(月)

問合せ(郵送先)

静内庁舎まちづくり推進課

☎49-0293(直通)

〒056-8650 静内御幸町3丁目2番50号



新型コロナウイルス感染症関連支援制度

事業者向け支援

新型コロナに関わる経営・雇用・生活への困りごとの問合せ先
静内庁舎まちづくり推進課
☎49-0293(直通)



北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)

道では、道内の飲食店を対象に、感染防止対策に必要な事項の取り組み状況を確認し、対策を実施されている場合に認証する制度(第三者認証制度)を実施しています。

対象事業者

道内で飲食業の営業許可を受けている事業者
※店舗ごとの申請が必要です。

認証までの流れ

- ①申請
- ②調査員による現地調査や改善アドバイス
- ③基準を満たすと認証書を交付

メリット

感染リスク低減、感染傾向がみられる際に営業時間や酒類提供にかかる制限緩和 など

認証基準

道では国が示す基準を整理・統合し、座席間隔や換気回数などの認証基準を定め、道ホームページで公開しています。

※来店者の感染症予防(8項目)、従業員の感染症予防(5項目)、施設・設備の衛生管理の徹底(4項目)、感染者発生に備えた対処方針(2項目)、推奨項目(9項目)

申請方法

第三者認証制度ホームページからの電子申請、または下記事務局への郵送

問合せ(郵送先)

第三者認証制度コールセンター

☎0570-783-816

〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目1-5

飲食店感染防止対策認証制度事務局



ワクチン・検査パッケージ制度

道では、飲食店などの事業者が、入店者などの利用者のワクチン接種歴または検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言などにおいて課される行動制限を緩和する制度の適用を実施しています。

対象事業者 飲食店、カラオケ店

要件

飲食店～第三者認証制度の取得
カラオケ店～要件なし

申請方法

第三者認証制度との同時申請または北海道経済部経済企画課へ申請。
すでに第三者認証制度実践店は申請不要です。

メリット

(飲食店)同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食回避が要請されている場合でも、人数に上限なく会食が可能になります。

(カラオケ店)カラオケ設備を提供する飲食店などに対して休業要請が行われている場合でも、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供が可能になります。

問合せ

・第三者認証制度実践店、飲食店の方

第三者認証制度コールセンター

☎0570-783-816

・カラオケ店の方

北海道経済部経済企画課

☎011-206-6197



⑤ 土地建物の譲渡、株式、贈与の所得がある方

浦河税務署で申告してください。

※浦河税務署においても、下記の期間以外は専門の担当者が不在のため、受け付けできませんのでご注意ください。

●浦河税務署での譲渡所得、贈与税の申告期間
2月28日(月)から3月2日(水)まで

⑥ 医療費控除を受けられる方

医療費等の自己負担額が、ひと月で上限を超えた場合、高額療養費に該当する場合があります。高額療養費として給付を受けた医療費などは、医療費控除の対象となりませんので、高額療養費の申請手続きを済ませてから確定申告をお願いします。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費控除の明細書には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記入する必要があります。

領収書の添付、提出は不要となりますが、自宅で5年間保存する必要があり、税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付する場合は、明細の記入を省略できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

⑦ 新型コロナウイルス感染症対策

●会場ではマスクの着用、手指のアルコール消毒など感染防止対策をするほか、当日体調のすぐれない方は来場を控えてください。

●長時間の申告相談を避けるため、事業所得者などの収支内訳書や医療費控除の明細書など作成に時間がかかる書類は、事前にご自身で作成してください。

●国税庁のホームページから、パソコン・スマートフォンを使って確定申告書を作成できますので、ご自宅で申告書の作成・提出をお願いします。

●日ごとに対象地区を設定していますので、「申告相談の日程」を確認のうえ、極力対象日に来場してください。

⑧ 注意事項

●役場庁舎では、ご自身で作成した確定申告書の受け取りは行いますが、申告相談は受け付けません。

●会場を昨年の公民館からピュアプラザに変更しました。

●確定申告書などへの押印は不要になりました。

●3月1日、2日は、夜間申告相談として17時00分から19時30分までの時間帯も申告を受け付けます。なお、対象は給与、年金、雑所得の方となります。

⑨ 期間中は申告会場でのみ申告相談を受け付けています。

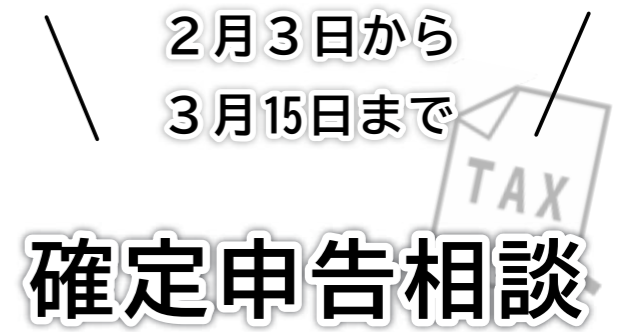
※役場庁舎では申告相談は受け付けません。

申告相談の日程

新型コロナウイルス感染症防止対策として、日ごとに対象地区を設定していますので、ご協力願います。また、新型コロナウイルス感染症の状況により会場や時間を変更する場合があります。

月 日	受付時間	対象地区	会 場
2月3日(木)	10時00分～15時00分	美野和、歌笛、川上、稲見、清瀬	歌笛総合住民センター
2月4日(金)		本桐、美野和、梶舞、歌笛	本桐生活館 (旧本桐基幹集落センター)
2月7日(月)		豊岡、富澤、蓬栄、福畑	延出基幹集落センター
2月8日(火)	10時00分～12時00分	越海町、港町、三石本町、三石旭町、東蓬栄、西蓬栄、梶舞、西端、東別など(三石地区全域)	総合町民センターはまなすホール
2月9日(水)		春立、西端、東別	春立生活館
2月10日(木)	10時00分～15時00分	東静内、浦和、川合、西川	東静内会館
2月14日(月)		田原、御園、農屋、豊畑	田原生活館
2月15日(火)	10時00分～15時00分	静内本町、海岸町、吉野町、目名	ピュアプラザ多目的室
2月16日(水)		神森	
2月17日(木)			

次のページへ



「所得税及び復興特別所得税」の確定申告、「住民税(町民税・道民税)」の申告期限は3月15日までです。
申告をしなかつたり遅れたりすると、行政サービスを受ける際に不利益を生じる場合がありますので、忘れずに申告しましょう。
詳しい日程については、「申告相談の日程」をご覧ください。
問合せ
静内庁舎税務課
☎49-0283 (直通)

① 収入が0円の方、遺族年金や障害年金のみを受給している方も住民税の申告が必要です

収入が0円の方、遺族年金や障害年金のみを受給している方が「国民健康保険」や「後期高齢者医療制度」に加入している場合、保険料(料)の算定などのために、住民税の申告が必要です。

申告がない場合、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置が適用されない場合があります。

② 公的年金受給者の申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は「所得税及び復興特別所得税」の確定申告が不要です。ただし、この制度により確定申告の必要がない場合であっても、「所得税及び復興特別所得税」の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

また、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける場合も申告が必要となります。

控除の申告漏れがある場合、本来、納付の必要がない住民税が課税される場合がありますので注意願います。

③ 申告に必要な書類など

●本人の個人番号・身元確認書類

- ①個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちの方は、カードだけで個人番号と身元確認が可能です。
- ②個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちでない方は、次のとおり番号確認書類1つと身元確認書類1つ(または2つ)が必要です。

番号確認書類	+	身元確認書類
いずれか1つ ●通知カード ●マイナンバーが記載の住民票の写し など		いずれか1つ ●運転免許証 ●身体障害者手帳 ●パスポート ●在留カード ●健康保険証 ●年金手帳 など
		いずれか2つ ●税・社会保険料・公共料金の領収書 ●源泉徴収票 など

●年間の収入や経費がわかるもの

- ①給与所得者、年金受給者
 - 給与所得の源泉徴収票(原本)
 - 公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ②上記以外の所得がある方
 - その収入や経費がわかる証明書など

●各種控除を受ける方

- ①社会保険料控除、生命・地震保険料控除
 - その支払額がわかる証明書または領収書
- ②住宅借入金等特別控除
 - 借入金年末残高等証明書
 - 家屋の登記事項証明書(原本)
 - 土地の登記事項証明書(原本)
 - 請負・売買契約書
 - すまい給付金等補助金などの交付を受けた方は補助金の額および交付年月日がわかる書類
- ③配偶者特別控除
 - 配偶者の源泉徴収票など
- ④障害者控除
 - 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ⑤医療費控除
 - 医療費通知書、医療費控除の明細書

●所得税が還付になる場合

本人名義の口座番号がわかるもの(通帳など)

●前年に申告をしている方

前年の申告書控え

●利用者識別番号を取得している方

利用者識別番号がわかるもの

●確定申告に収受印が必要な方

返信用封筒(宛名を記載し、切手を貼り付けたもの)

④ 営業、不動産、農業、軽種馬の所得がある方

浦河税務署で申告してください。

浦河税務署に行けない方は、下記の期間にピュアプラザで行う税理士による無料相談をご利用ください。なお、受付時間は15時00分までとしておりますが、申告者が多数の場合は受け付けを早めに締め切る場合がありますのでご了承願います。

●税理士による無料相談

2月28日(月)から3月2日(水)まで

次のページへ

要支援・要介護認定を受けた方の医療費控除



介護サービス利用料は、介護サービスなどの利用料のうち、医学的管理のもと、療養上の世話などに相当する自己負担分の一部を医療費控除の対象とできる場合があります。

なお、医療費控除を希望される場合は、確定申告の際に医療費控除の明細書を作成し、介護サービス事業所が発行する領収書などが必要となります。

医療費控除の対象となる介護サービス

① 訪問看護・デイケア等
医療系の居宅サービス

② ①の訪問看護・デイケア等医療系の居宅サービスと併せて利用する訪問介護（生活援助除く）・デイサービス・ショートステイなどの居宅サービス

③ 特別養護老人ホームなどの施設サービス利用料（日常生活費除く）

医療費控除の対象とならない介護サービス

① ①の訪問看護・デイケア等医療系の居宅サービス（医療系サービス）以外の訪問介護・デイサービス・ショートステイなどの居宅サービス

② 認知症高齢者グループホーム、福祉用具の貸与など

医療費控除の対象となるおむつ代

傷病などによりおむつ代6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている方のおむつ代は、医師の治療を受けるための直接必要な費用として、医療費控除の対象となります。

確定申告書に、医療費控除の明細書（領収書など）と、医師が発行した「おむつ使用証明書」を添付することが必要です。

なお、要支援・要介護認定を受けており、この医療費控除を受けるのが2年目以降の方については、医師が作成する「おむつ使用証明書」を、町が発行する「確認書に代えることが可能な場合があります。」

詳しくは、お問合せいただくか、町公式ホームページをご覧ください。

2月18日(金)	10時00分～15時00分	御幸町、真歌、入船町	ピュアプラザ多目的室	
2月21日(月)		ときわ町、清水丘、花園		
2月22日(火)		こうせい町、古川町		
2月24日(木)		山手町、木場町、駒場		
2月25日(金)		柏台、末広町		
2月28日(月)	10時00分～15時00分 (夜間申告相談) 17時00分～19時30分	町内全域（税理士無料相談）		
3月1日(火)		10時00分～15時00分		緑町
3月2日(水)				中野町
3月3日(木)	青柳町			
3月4日(金)	静内旭町、高砂町			
3月7日(月)	10時00分～15時00分		町内全域	
3月8日(火)		10時00分～12時00分 午前中のみ		
3月9日(水)			3月11日(金)	
3月14日(月)				
3月15日(火)				



【問合せ】

介護サービス・おむつ代に関すること
保健福祉センター健康推進課 ☎ 43 - 1111

【問合せ】

医療費控除全般に関すること
静内庁舎税務課 ☎ 49 - 0283(直通)

自動車税種別割の住所変更

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。住所が変わったときには、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- 住所が変わったとき
- 自動車を買ったとき
- 自動車を売ったとき
- 自動車を売却したとき

※令和4年度の自動車税種別割納税通知書をお届けするため、3月末までに手続きをお願いします。

変更手続きが間に合わないときは、お問合せいただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きを行ってください。

問合せ
札幌道税事務所自動車税部
☎ 011-746-1190

浦河税務署からのお知らせ



●確定申告書等作成コーナー
確定申告会場は、新型コロナウイルス対策を講じて開設しますが、確定申告期間中は大変混雑することからいわゆる「3密」が発生しやすい状況となります。

感染防止の観点からも、申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



開設期間	2月16日(水) ～3月15日(火) (土・日、祝日を除く)
受付時間	9時00分 ～16時00分
会場	浦河税務署 (浦河町大通5丁目86番4)

【問合せ】
浦河税務署
☎0146 - 22 - 4131

●確定申告会場（浦河税務署）開設期間など
浦河税務署では、次のとおり確定申告会場を開設します。会場の混雑緩和のため、入場には入場整理券が必要です。なお、入場整理券は当日会場で配布しますが、LINEアプリを通じたオンライン事前発行も可能です。

募集

町有地の売り払い

町では、町有地の売り払いを実施しています。応募資格や必要書類などは、契約管財課窓口で案内書を配布します。

Table with 3 columns: 所在地, 公募面積, 売却価格. Rows include 静内山手町4丁目8番1, 静内中野町3丁目52番13, 静内中野町3丁目52番19.

応募先(問合せ) 静内庁舎契約管財課 049-0276(直通)

※詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

廃校舎の利活用

町では、統廃合により閉校となった校舎などを売却し、地域の活性化に活用する事業者を募集しています。

なお、土地・建物の一括購入の場合に限り、建物(校舎・住宅)は無償譲渡とし、土地価格のみで売却します。



旧鼻舞小学校 21,568,397円 (参考価格)

旧歌笛小学校 3,094,650円 (参考価格)

応募先(問合せ) 静内庁舎契約管財課 049-0276(直通)

季節労働者の方へ / 技能向上支援事業



足場組立等作業主任者技能講習

3月4日(金)~5日(土) ところ/公民館(学科のみ) 受講資格

①21歳以上で足場の組み立て、解体、変更作業を3年以上の経験がある方 ②大学、高専、高校の土木、建築または造船学科を卒業し、その後2年以上の経験がある方 定員/10人

玉掛け技能講習 3月11日(金)~13日(日) ところ/公民館(学科) 静内体育館裏(実技)

受講資格 経験、資格は問いません 定員/8人

●共通事項

対象者/町内または新冠町にお住まいの18歳以上の季節労働者の方で、開催日に季節労働者として仕事をしている、または離職者であって、直前の仕事が季節労働であった方。ただし、季節労働者を優先しますが、有料で季節労働者以外の方も受講できます。

応募先(問合せ) 日高中部通年雇用促進協議会事務局(静内庁舎まちづくり推進課内) 049-0293(直通)

看護職員の再就業支援

北海道看護協会が運営している北海道ナースセンターでは、お仕事を探している看護職と人材を探している施設の方に無料で職業紹介をしています。

看護職向けには、再就業の相談や復職支援のための研修会(集合研修)、再就業のための体験研修(施設実習)、就業相談会、広報紙・求人情報の発行など再就業のためのさまざまな支援を行っています。

また、求人施設向けには、求人条件などの相談、求職者とのマッチング、eナースセンター(24時間求人・休職情報が検索可能)の活用方法の相談などの支援を行っています。詳しくは、北海道ナースセンターのホームページをご覧ください。

北海道ナースセンター 011-8663-6794 http://www.hokkaido-nurse.com/



1 QRコード 北海道ナースセンターホームページ

新ひだか町 医療技術者等 修学資金貸付制度



詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

町では、町内における医療、介護および保育の従事者の確保と質の向上を目的に、将来町内において、医療、介護および保育関連の業務に従事しようとする方で、かつその養成施設に在学している方に対し、修学資金の貸し付けを行っています。

貸付対象者

町内に住所を有する方、または町内に住所を有する方の子弟で、医療技術者や介護・保育従事者の養成施設に在学している方のうち、将来町内の医療機関や施設などにおいてその業務に従事する意志がある方

返還義務

免許取得後、定められた日までに町内の医療機関や施設などで医療技術者等として勤務することにより、その勤務期間に限り返還を免除します。

申請期限

令和4年度に進学を予定している方は、2月15日(当日消印有効)までに申請してください。

貸付金額

医師・歯科医師 月額150,000円以内

薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・看護師・准看護師・社会福祉士・介護福祉士・保育士・幼稚園教諭 月額50,000円以内

応募先(問合せ)

保健福祉センター健康推進課 (医療従事者) 042-11287 (社会福祉士、介護福祉士) 043-11111(直通) 静内庁舎福祉課 (幼稚園教諭・保育士) 049-0288(直通)

まなびの広場

二十歳を祝う式典 / 令和5年の成人式

令和4年4月1日に施行される民法改正に伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

引き下げ後の成人式について、町では、これまでと変わらず当該年度内に20歳を迎える方(学齢期による)を対象として二十歳を祝う式典として執り行うこととしましたので、お知らせします。



来年の式典挙行予定日などは、次のとおりです。名称(仮称) 令和5年二十歳を祝う会 開催予定日 令和5年1月8日(日) 対象者 平成14年4年2日から平成15年4年1日生まれの方 申し込み 参加を希望される方は申し込みが必要です。なお、申し込みは令和4年9月から受け付ける予定です。 問合せ 公民館 042-0075

Vol.31

ガッコウ 体力の向上 三石小学校



三石小学校の学校教育目標は、緑ヶ丘でいきいき・わくわくする活動の中で「しっかり学ぶかしこい子」「助け合うやさしい子」「すこやかで元気な子」です。

今年度は学校教育目標を達成するために「社会で生きる力の育成」、「豊かな人間性の育成」、「健やかな体の育成」の3つを重点目標として設定し、その中でも「健やかな体の育成」では、新体力テストの結果分析に基づいた体力向上の取り組みや、命を守る安全教育の充実を中心に進めているところです。これまでは当たり前だった遊びも、コロナ禍においては密接の回避やマスク着用など条件付きとなり、自然と運動する時間も減りました。新型コロナウイルス感染拡大防止とはいえ、伸び伸びと仲良く遊んでいる児童に注意をしなければならぬ状況にやりきれなさを感じながらも、現代を生きる子どもたちに必要な体力の向上に向けた取り組みを進めていますので紹介いたします。

①苦手の克服に向けて

新体力テストの結果から、全国平均より高い能力を示しているのは握力とボール投げで、本校の児童は力強さを兼ね備えていると言えます。一方で、20分シャトルランや上体起こしの種目の結果からは動きを持続する能力に課題が見られることが分かりました。そこで、体育の授業の開始時には体をほぐすストレッチ体操を入念に行い、その後はさまざまな跳び方に挑戦する縄跳びに取り組み、動きを持続する能力を高め、課題の克服を目指しています。

②体育委員会の取り組み

児童会の体育委員会は、コロナ禍前まで全校遊びまじり集会を主催し、縦割り班を活用して、全校鬼ごっこやスポーツレクの企画を行っていました。

残念ながら新型コロナウイルスの感染拡大に伴い全校で遊ぶことは難しくなりましたが、コロナ禍でも工夫をし、学年別に体づくり運動として5分間走を実施し、健康な体づくりを推進しています。

③安全教育

体を動かすのが大好きな本校の子どもたちですが、気を付けなければならないのが「けが」です。異学年と仲良く遊ぶ子どもも多く、夢中になって遊んでいると体格や運動能力の差からけがをしてしまう子どもみられたことから、全学年で遊び方について考える授業を行い、子どもたちにどんな遊び方が危険なのかを考えることを通して新しい遊びのルール作りをしました。

今後も全職員で一致団結し、安全で安心して学べる三石小学校を構築するために、地域・保護者の皆さまと協力しながら全力を尽くしてまいります。

三石小学校 校長 櫻井 亮

- **本館 新着情報**
- 今を生きるあなたへ／瀬戸内寂聴
- 愚かな薔薇／恩田陸
- ミトンとふびん／吉本ばなな
- 火守／劉慈欣
- 大谷翔平2021リアル二刀流の軌跡
- 挑戦 常識のブレーキをはげせ／山中伸弥・藤井聡太
- 北条義時 鎌倉殿を補佐した二代目執権
- 激動日本左翼史 学生運動と過激派1960-1972
- SDGs（持続可能な開発目標）
- 楽しく遊ぼう！紙のおもちや部

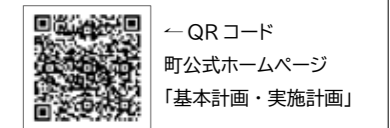
- **三石分館 新着情報**
- 真夜中のマリオネット／知念実希人（本館・分館）
- 一九六一東京ハウス／真梨幸子
- きりぎり舞いのさようなら／諸田玲子
- 〈図説〉呪具・法具・祭具ガイド
- つらくなる前に知っておきたい閉経のきほん
- 4歳までハムスターが元気で長生きする飼育方
- 地球を飛び出せ！宇宙探査（児童書）
- おめんです3（本館・分館）（絵本）



新ひだか町図書館

町立学校の再編整備

【問合せ】教育委員会管理課 ☎49-0088



←QRコード
町公式ホームページ
「基本計画・実施計画」

教育委員会では、令和2年3月に策定した新ひだか町立学校再編整備基本計画に基づき、望ましい教育環境の充実を図る観点から、現実的かつ早期に実現可能な再編整備の内容を「実施計画」として取りまとめましたので、保護者および町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、詳しい計画内容などについては、次号の広報紙でお伝えします。また、町公式ホームページでもご覧いただけます。

再編構想

- 静内小学校・山手小学校の再編
- 静内小学校・山手小学校・東静内小学校の再編
- 高静小学校・桜丘小学校の再編

道内の自然公園

国立公園、国立公園および道立自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するために指定されています。

道立自然公園
国立・国定公園に次ぐ北海道を代表するすぐれた自然の風景地です。知事が指定し、道が管理を行います。●富良野野別道立自然公園など、全11か所

- 国立公園（道内6か所）
国の風景を代表する傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定し、国が管理します。
 - 阿寒摩周国立公園
 - 利尻礼文サロベツ国立公園
 - 大雪山国立公園
 - 支笏洞爺国立公園
 - 知床国立公園
 - 釧路湿原国立公園
 - 網走国立公園
 - 大沼国立公園
 - ニセコ積丹小樽海岸国立公園
 - 日高山脈襟裳国立公園
 - 暑寒別天売焼尻国立公園
 - 厚岸霧多布昆布森国立公園
- 国立公園（道内6か所）**
国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地で、道の申し出を受けて環境大臣が指定しますが、管理は道が行います。
- 網走国立公園
 - 大沼国立公園
 - ニセコ積丹小樽海岸国立公園
 - 日高山脈襟裳国立公園
 - 暑寒別天売焼尻国立公園
 - 厚岸霧多布昆布森国立公園
- 問合せ**
国立公園に関すること
環境省北海道地方環境事務所国立公園課 ☎011-299-1953
国立公園、道立自然公園に関すること
北海道環境生活部環境局自然環境課 ☎011-204-5204
- 規制など**
自然公園区域内での産業活動などに伴う次のような行為に対しては、さまざまな制限があり、許可や届け出が必要です。また、自然公園の一部には、動植物の生息・生育環境への悪影響を防止するため自動車やスノーモビル、モーターボートなどの乗り入れが規制されている地区があります。建物や道路などの工作物の新築や増・改築
● 木竹の伐採や高山植物の採取
● 土や砂利などの採取
● 看板や記念碑などの広告物の設置
● 土地の形状を変える行為など

図書館・博物館の休館

2月21日から2月25日までの期間、図書館（本館・三石分館）および博物館は、図書・資料整理のため休館となります。期間中の返却はブックポストをご利用ください。なお、CD・DVDは破損の恐れがあるため、開館中に直接カウンターにご返却ください。

【問合せ】 図書館本館 ☎42-4212
図書館三石分館 ☎33-2051
博物館 ☎42-0394

CD・DVDなどの視聴覚資料の取り扱い

最近、本やCD・DVD（視聴覚資料）などの汚損・破損が相次いでいます。図書館で貸し出している本やCD・DVDは、大切にご利用ください。汚損・破損した場合は弁償をお願いする場合があります。特に小さなお子さんがある場合は、取り扱いにご注意願います。

【問合せ】 図書館本館 ☎42-4212
図書館三石分館 ☎33-2051